平成２３年（フ）第４８５号
北海道亀田郡七飯町本町２丁目29番１号
債務者　齋藤　篤嗣
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４８７号
函館市堀川町１番５―302号
債務者　郷六　眞弓
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３２号
仙台市青葉区葉山町５番10―708号
債務者　渡部　圭子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３６号
仙台市青葉区折立６丁目10番21号
債務者　高橋　正直
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４２号
仙台市青葉区宮町２丁目２番26号
債務者　千葉　琴子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５０号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目９番28号
債務者　齋藤　英智
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５９号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目27番４号　桜ケ丘県営住宅413
債務者　長谷川敬三
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
宮城県登米市南方町太田180番地20
債務者　岩井かつみ
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第５３８号
茨城県鉾田市串挽573番地１
債務者　吉田しな子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６０７号
茨城県ひたちなか市大平２丁目11番12号
債務者　榊原　貴子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６１４号
茨城県水戸市城東１丁目15番75―605号　市営城東住宅
債務者　綿引　幸恵
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６７２号
埼玉県三郷市栄２丁目146番地メゾンクレール102
債務者　関口　武彦
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾196番地１　スカイタウン飯塚103、申立時の住所埼玉県比企郡小川町大字小川516番地１　ダイアパレス小川418号
債務者　大河内　厚
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５５６号
石川県白山市福留南１丁目289番地
債務者　石田　則子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２０号
京都府長岡京市下海印寺横山46番地１　白井マンション101
債務者　田中　　治
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５５号
京都市上京区智恵光院通上立売上る伊佐町214番地　加藤マンション303号
債務者　山本こと　崔　　麻美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６８号
京都市伏見区醍醐僧尊坊町１番地の198
債務者　小林　永子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係